

10 労働時間

(1) 1日の所定労働時間

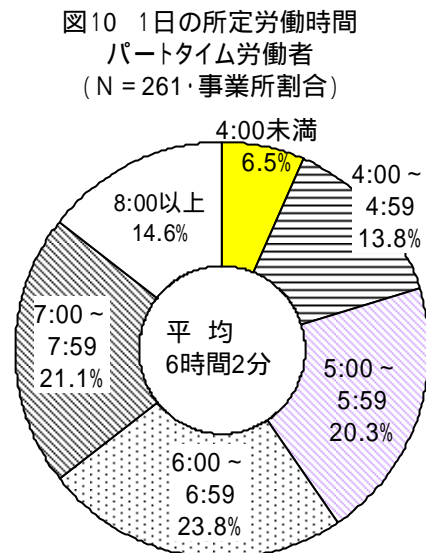
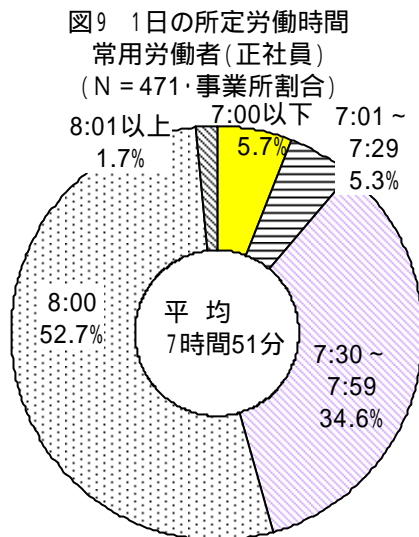
常用労働者（正社員）7時間51分，パートタイム労働者6時間2分

「常用労働者（正社員）」の1日の所定労働時間は，平均7時間51分（前年7時間46分）となっている。

産業別では，「その他」「金融業，保険業」がそれぞれ7時間20分，7時間30分と所定労働時間が短い。

企業規模別では大きな差は見られない。また，ここ数年間は平均7時間40分台で推移してきた。（図9，付表11）

「パートタイム労働者」の1日の所定労働時間は，平均6時間2分（前年5時間56分）となっている。（図10，付表12）



(2) 1週の所定労働時間

常用労働者（正社員）39時間48分，パートタイム労働者29時間10分

「常用労働者（正社員）」の1週の所定労働時間は，平均39時間48分（前年39時間30分）となっている。1週40時間としている事業所は全体の54.8%である。産業別に見ると，「その他」「金融業，保険業」の平均所定労働時間がそれぞれ35時間42分，37時間47分と短い。一方，「建設業」「教育，学習支援業」は平均所定労働時間が40時間を超えている。

また，企業規模別では，「10～29人」と「300人以上」で1時間12分の差がみられる。

（図11，付表13）

「パートタイム労働者」の1週の所定労働時間は，平均29時間10分（前年28時間17分）となっている。（図12，付表14）

図11 1週の所定労働時間
常用労働者(正社員)
(N = 456・事業所割合)

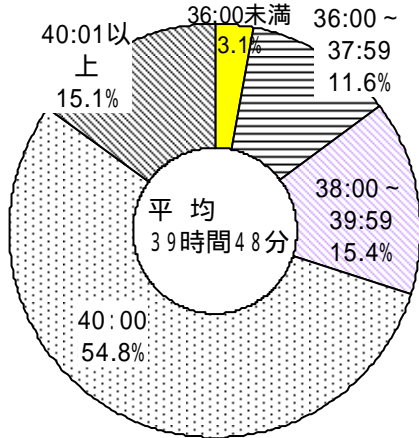
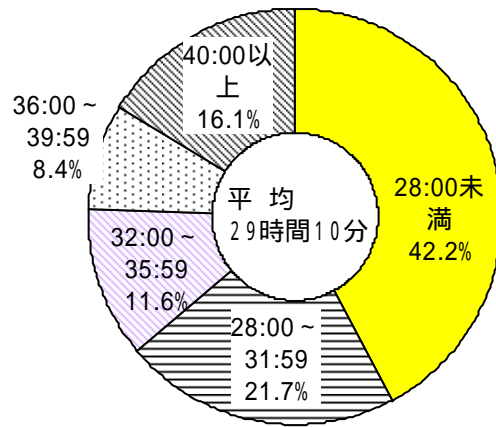


図12 1週の所定労働時間
パートタイム労働者
(N = 249・事業所割合)



(3) 所定外労働時間

常用労働者(正社員) 15時間42分, パートタイム労働者 7時間9分

「常用労働者(正社員)」の1か月の所定外労働時間の平均は15時間42分(前年13時間46分)となっている。

産業別では、「宿泊業, 飲食サービス業」が最も長く38時間27分, 次いで「運輸業, 郵便業」が35時間25分となっている。一方, 「医療, 福祉」では7時間26分となっている。

(図13, 付表15)

「パートタイム労働者」の1か月の所定外労働時間は, 平均7時間9分(前年7時間24分)となっている。

(図14, 付表16)

図13 1か月の所定外労働時間
常用労働者(正社員)
(N = 357・事業所割合)

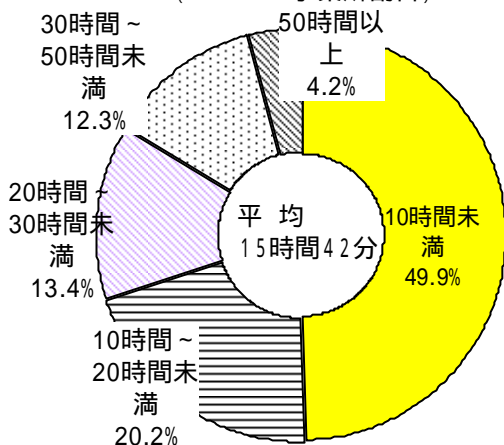
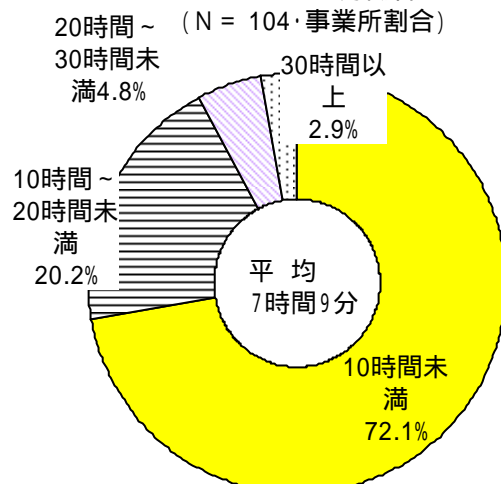


図14 1か月の所定外労働時間
パートタイム労働者
(N = 104・事業所割合)



1 1 長時間労働の状況

1か月の所定外労働時間が80時間以上となる労働者がいる事業所 5.8%

長時間労働の実態について調査したところ、1か月（平成23年8月）の所定外労働時間が80時間以上となっている労働者が「いる」と回答があった事業所は全体の5.8%（前年4.6%）であった。

産業別では、「情報通信業」が50.0%（前年0.0%）と最も割合が高く、次いで「学術研究，専門・技術サービス業」の25.9%（同4.5%）となっている。「金融業，保険業」「不動産業，物品賃貸業」「生活関連サービス業，娯楽業」「教育，学習支援業」「その他」では0%となっている。

1か月の所定外労働時間が80時間以上となっている労働者が「いる」と回答があった事業所で、1事業所当たりの当該労働者数は男性5.3人，女性3.9人となっている。

産業別では，男性が「運輸業，郵便業」で10.3人，女性が「医療，福祉」で8.0人と他の産業より多くなっている。

（表11，付表17）

表11 長時間労働の状況（N = 479・事業所割合・複数回答）

（単位：%、人）

		1か月の所定外労働時間が80時間以上の労働者		1か月の所定外労働時間が80時間以上の労働者数					
		いない	いる	男 性			女 性		
				事業所数	人 数	平均人数	事業所数	人 数	平均人数
全 体		94.2	5.8	26	138	5.3	7	27	3.9
産 業 分 類	建 設 業	94.9	5.1	4	14	3.5	0	0	0.0
	製 造 業	96.1	3.9	4	32	8.0	2	4	2.0
	情 報 通 信 業	50.0	50.0	3	16	5.3	1	6	6.0
	運輸業，郵便業	77.8	22.2	4	41	10.3	0	0	0.0
	卸売業，小売業	97.8	2.2	2	9	4.5	1	6	6.0
	金融業，保険業	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	不動産業，物品賃貸業	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	学術研究，専門・技術サービス業	74.1	25.9	6	14	2.3	1	1	1.0
	宿泊業，飲食サービス業	85.7	14.3	2	10	5.0	0	0	0.0
	生活関連サービス業，娯楽業	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	教育，学習支援業	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	医療，福祉	97.6	2.4	0	0	0.0	1	8	8.0
	サービス業	97.7	2.3	1	2	2.0	1	2	2.0
	そ の 他	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
規 模 分 類	10～29人	93.8	6.2	11	30	2.7	5	23	4.6
	30～99人	96.6	3.4	4	15	3.8	0	0	0.0
	100～299人	95.3	4.7	3	49	16.3	0	0	0.0
	300人以上	90.9	9.1	8	44	5.5	2	4	2.0

1 2 週休制度

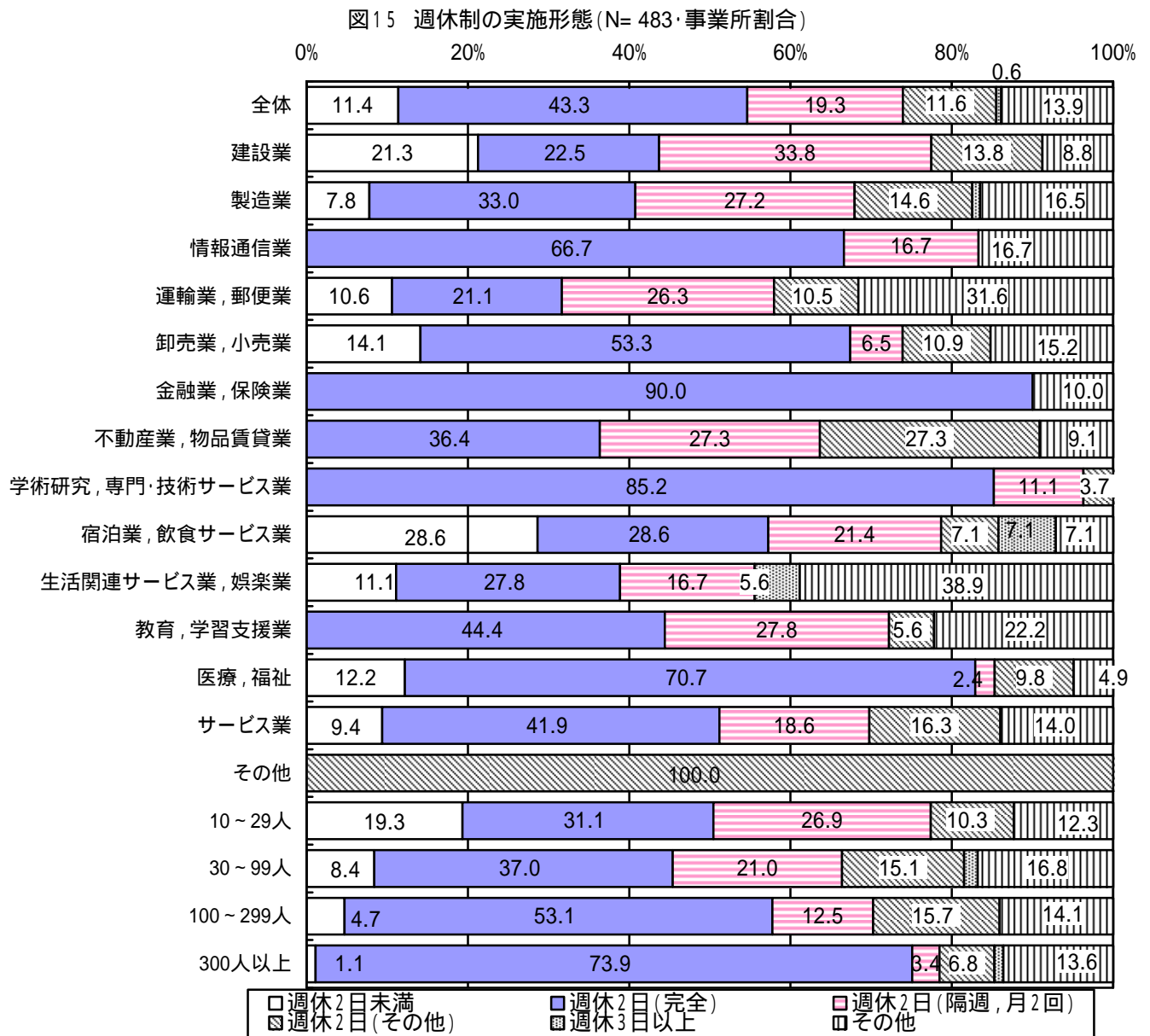
完全週休 2 日制 43.3% , 隔週又は月 2 回の週休 2 日制 19.3%

週休制の実施形態を見ると、「完全週休 2 日制」を実施している事業所の割合が 43.3%（前年 43.9%）と最も多く、次いで「隔週又は月 2 回の週休 2 日制」が 19.3%（同 19.2%）となっている。

産業別では、「金融業、保険業」「学術研究、専門・技術サービス業」で「完全週休 2 日制」を実施している割合が高い。また、「運輸業、郵便業」「その他」は、他の産業に比べて「完全週休 2 日制」を実施している割合が低くなっている。

企業規模別特徴としては、規模が大きくなるほど「完全週休 2 日制」の割合が高くなっている。

（図 15，付表 18）



1 3 変形労働時間制

1 年単位の変形労働時間制 34.3% , フレックスタイム制 5.2%

変形労働時間制等について調査したところ、「1 年単位の変形労働時間制」を実施している事業所は全体の 34.3%(前年 34.1%)、「1 か月単位の変形労働時間制」を実施している事業所は 15.9% (同 21.2%)、「フレックスタイム制」実施している事業所は 5.2% (同 2.6%)であった。

何らかの変形労働時間制を採用している事業所は全体の 52.3%で、労働時間のあり方が多様化していることがうかがえる。

産業別では、「製造業」「教育、学習支援業」で「1 年単位の変形労働時間制」を採用している事業所の割合が、それぞれ 50.5%、50.0%と高くなっている。

また、「フレックスタイム制」を採用している事業所の割合は、全体では 5.2%であるが、「情報通信業」では 33.3%と高い割合を示している。

(表 1 2 , 付表 1 9)

表 1 2 変形労働時間制の実施状況 (N = 484・事業所割合・複数回答)

(単位 : %)

		1 年単位の 変形労働時間制	1 か月単位の 変形労働時間制	1 週間単位の 変形労働時間制	フレックス タイム制	裁量労働制
全 体		34.3	15.9	2.1	5.2	1.0
産 業 分 類	建 設 業	46.3	6.3	0.0	2.5	0.0
	製 造 業	50.5	13.6	1.9	2.9	0.0
	情 報 通 信 業	16.7	16.7	0.0	33.3	16.7
	運 輸 業 , 郵 便 業	42.1	36.8	0.0	5.3	0.0
	卸 売 業 , 小 売 業	31.5	13.0	3.3	9.8	2.2
	金 融 業 , 保 険 業	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0
	不 動 産 業 , 物 品 質 貸 業	9.1	27.3	0.0	9.1	0.0
	学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	7.4	7.4	0.0	7.4	3.7
	宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	7.1	42.9	14.3	7.1	0.0
	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	38.9	27.8	0.0	0.0	5.6
	教 育 , 学 習 支 援 業	50.0	5.6	5.6	0.0	0.0
	医 療 , 福 祉	17.1	31.7	4.9	0.0	0.0
	サ ー ビ ス 業	22.7	13.6	0.0	9.1	0.0
	そ の 他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
規 模 分 類	1 0 ~ 2 9 人	32.9	10.8	1.9	2.3	0.5
	3 0 ~ 9 9 人	43.7	21.0	3.4	3.4	1.7
	1 0 0 ~ 2 9 9 人	42.2	15.6	0.0	4.7	0.0
	3 0 0 人 以 上	19.3	21.6	2.3	14.8	2.3

1.4 年次有給休暇制度

年次有給休暇の平均取得日数（率）は8.1日（30.4%）

平成22年度（1年間）の「常用労働者（正社員）」の年次有給休暇の平均取得日数は、8.1日（前年8.0日）で、平均取得率は、30.4%（同29.3%）となっている。

産業別に見ると、「その他」「金融業、保険業」の付与日数は、それぞれ39.0日、31.1日である。付与日数が少ない産業は「宿泊業、飲食サービス業」「運輸業、郵便業」でそれぞれ19.6日、23.3日となっている。

取得率では、「教育、学習支援業」「宿泊業、飲食サービス業」がそれぞれ45.0%、43.9%と高い。

企業規模別では、取得率は規模が大きくなるほど低くなっている。

「パートタイム労働者」の平均付与日数、平均取得日数及び取得率は17.5日（前年18.0日）、7.7日（同8.4日）、44.0%（同46.3%）となっている。

（表13，付表20）

表13 年次有給休暇（常用労働者（正社員）N = 384・事業所割合
パートタイム労働者N = 141・事業所割合）

（単位：日，%）

		常用労働者（正社員）			パートタイム労働者		
		平均付与日数 （繰越含）	平均取得 日 数	取得率	平均付与日数 （繰越含）	平均取得 日 数	取得率
全	体	26.7	8.1	30.4	17.5	7.7	44.0
産 業 分 類	建設業	23.5	8.5	36.0	13.3	4.7	35.0
	製造業	26.2	8.7	33.3	18.4	8.5	46.1
	情報通信業	30.0	6.4	21.3	19.0	3.0	15.8
	運輸業，郵便業	23.3	7.0	30.0	17.3	8.0	46.4
	卸売業，小売業	30.3	7.0	23.0	20.8	7.9	38.1
	金融業，保険業	31.1	9.0	28.9	27.8	10.5	37.8
	不動産業，物品賃貸業	29.5	6.3	21.2	26.5	11.0	41.5
	学術研究，専門・技術サービス業	30.5	8.0	26.4	20.0	10.0	50.0
	宿泊業，飲食サービス業	19.6	8.6	43.9	13.8	7.0	50.7
	生活関連サービス業，娯楽業	24.1	7.0	29.0	14.5	9.3	64.4
	教育，学習支援業	23.4	10.5	45.0	9.0	1.5	16.7
	医療，福祉	23.5	8.5	36.0	13.2	6.1	46.0
	サービス業	28.6	8.6	30.1	14.1	7.4	53.0
	そ の 他	39.0	8.0	20.5	32.0	7.0	21.9
規 模 分 類	10～29人	22.8	8.5	37.2	16.8	7.5	44.8
	30～99人	25.9	8.1	31.3	14.8	6.3	42.7
	100～299人	31.9	7.9	24.7	20.6	10.0	48.6
	300人以上	31.6	7.6	24.2	19.6	8.0	40.9

1 5 多様な休暇制度

妻が出産した場合の夫の休暇 56.1% , リフレッシュ休暇 17.3%

従業員の福利厚生としての多様な休暇制度について、本調査では有給無給別に調査した。

「健康診断(人間ドック)休暇」は、全体の31.0%で導入している。

「リフレッシュ休暇」は、全体の17.3%で導入している。

「ボランティア・ドナー休暇」及び「記念日(アニバーサリー)休暇」の導入はそれぞれ全体の5.8%、6.0%と調査項目中で低率となっている。

「教育訓練(自己啓発)休暇」は、全体の16.9%で導入している。

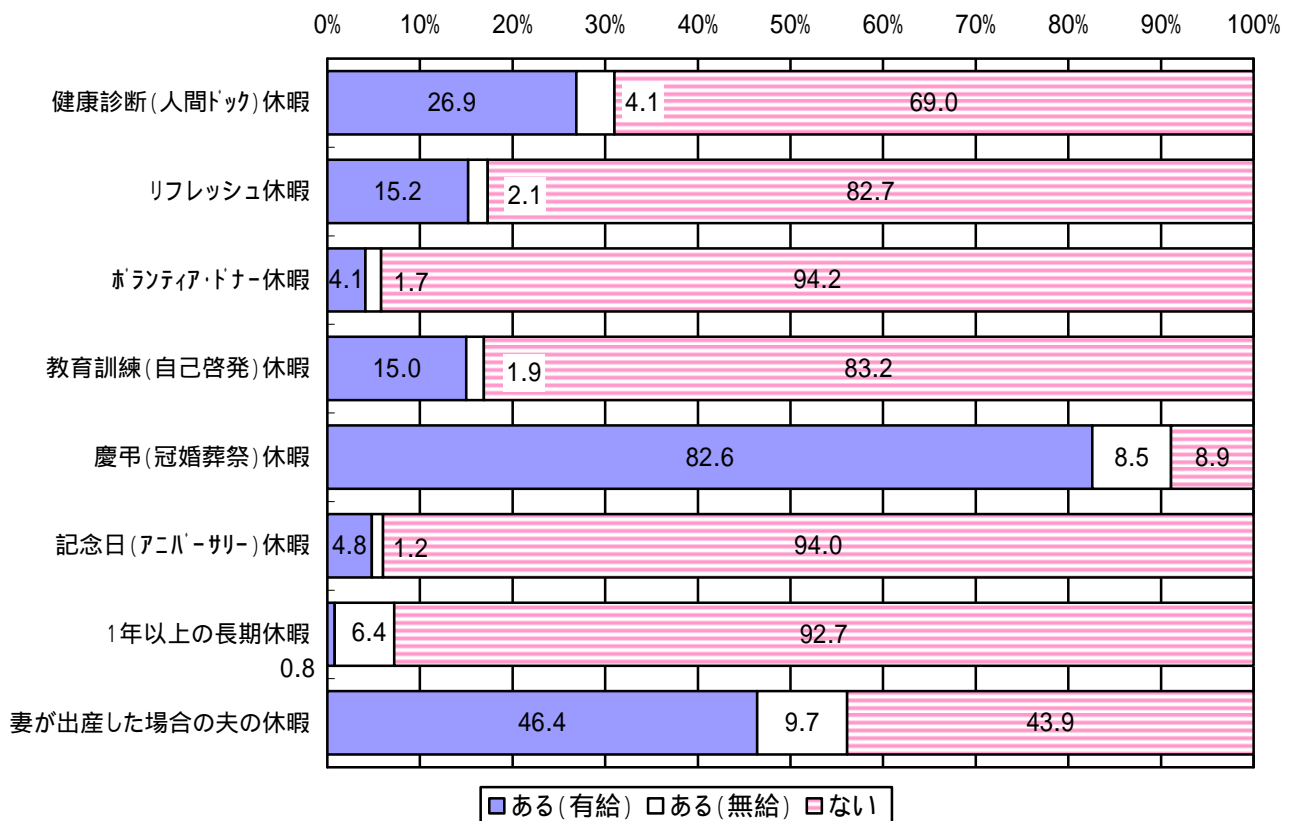
「慶弔(冠婚葬祭)休暇」は、全体の91.1%で導入しており、有給としている割合も82.6%と高くなっている。

「1年以上の長期休暇」の導入も、全体の7.2%と低率である。

「妻が出産した場合の夫の休暇」は、全体の56.1%で導入している。産業別では、「その他」「金融業、保険業」がそれぞれ100%、80.0%と導入率が高い。

(図16, 付表21)

図16 多様な休暇制度



1 6 中途採用

40歳代以上の中途採用者は35.2%

平成22年度(1年間)に正社員として中途採用した従業員のうち、20歳代が39.3%、30歳代が25.5%、40歳代が15.7%、50歳代が14.7%、60歳以上が4.8%となっている。

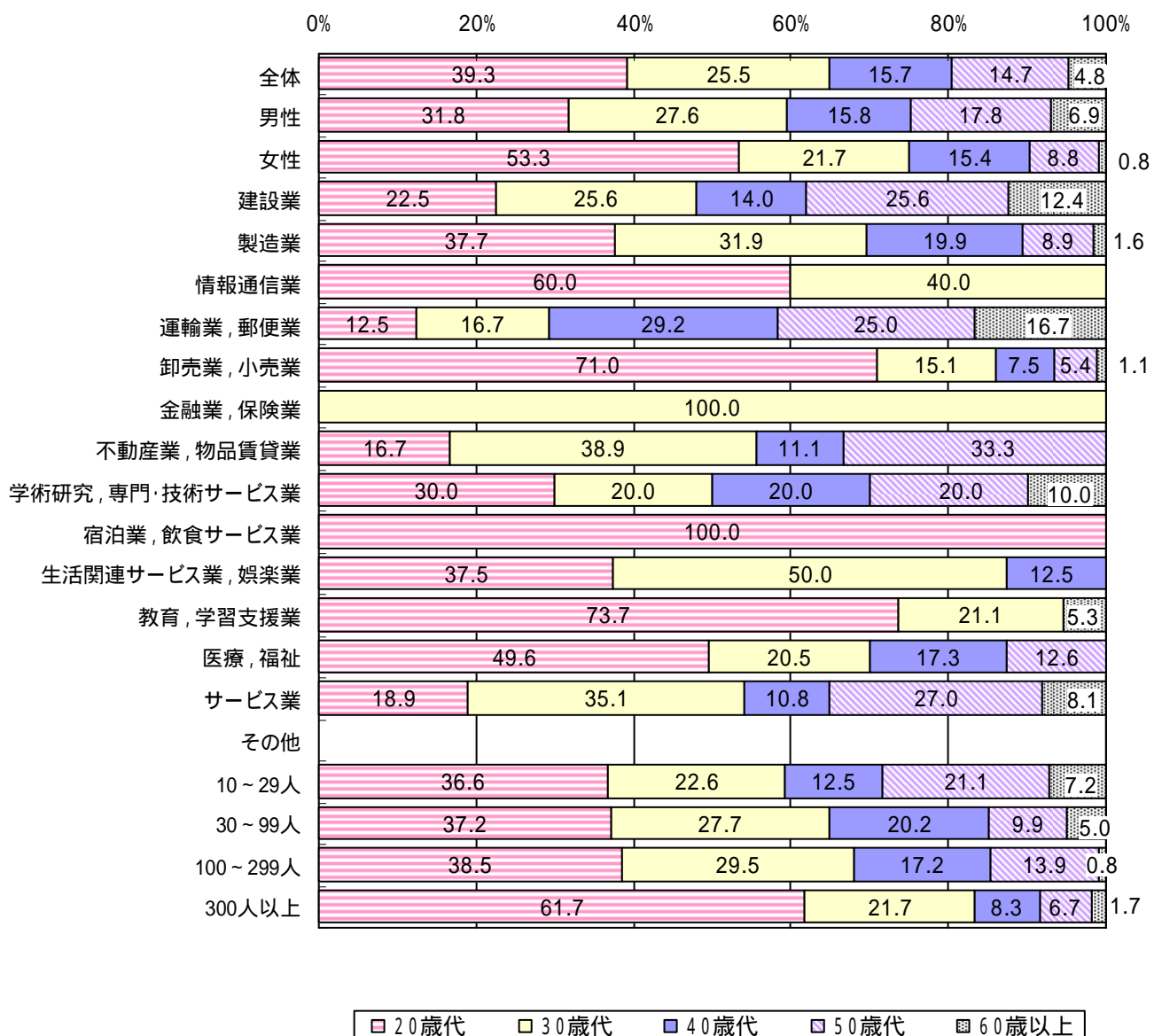
中途採用を実施した事業所の割合は39.8%(前年42.0%)となっている。

産業別では、「運輸業、郵便業」で40歳代以上の採用が多く、「宿泊業、飲食サービス業」「教育、学習支援業」では20歳代の採用が多い。

1事業所あたりの中途採用人員では、「医療、福祉」「製造業」がそれぞれ6.4人、4.3人と多い。「その他」では中途採用事業所がなかった。

(図17, 付表22)

図17 中途採用の状況(N=689・労働者割合)



17 定年制度と定年年齢到達者の雇用

定年制度のある事業所は92.5%

定年制度があるとした事業所は92.5%（前年92.1%）であった。産業別では、「情報通信業」「金融業、保険業」「サービス業」「その他」で100%となっている。

定年年齢到達者に対する雇用促進制度については、「再雇用」が47.8%で最も多く、次いで「雇用延長」の41.1%となっている。（表14、付表23）

表14 定年制度と定年退職者の雇用促進制度（N = 481・事業所割合）

（単位：%）

		定年制度		定年後の雇用促進制度				
		なし	あり	雇用延長	再雇用	再就職斡旋	その他	なし
全 体		7.5	92.5	41.1	47.8	1.4	2.8	6.9
産 業 分 類	建 設 業	13.8	86.3	44.4	43.2	2.5	1.2	8.6
	製 造 業	3.9	96.1	47.7	40.5	0.9	1.8	9.0
	情 報 通 信 業	0.0	100.0	42.9	57.1	0.0	0.0	0.0
	運 輸 業 , 郵 便 業	15.8	84.2	50.0	43.8	0.0	0.0	6.3
	卸 売 業 , 小 売 業	6.5	93.5	42.1	51.6	2.1	1.1	3.2
	金 融 業 , 保 険 業	0.0	100.0	20.0	80.0	0.0	0.0	0.0
	不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	27.3	72.7	40.0	50.0	0.0	0.0	10.0
	学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	3.8	96.2	32.1	53.6	0.0	7.1	7.1
	宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	16.7	83.3	36.4	45.5	9.1	0.0	9.1
	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	22.2	77.8	37.5	50.0	0.0	12.5	0.0
	教 育 , 学 習 支 援 業	5.6	94.4	40.0	40.0	0.0	10.0	10.0
	医 療 , 福 祉	2.4	97.6	38.3	51.1	2.1	0.0	8.5
	サ ー ビ ス 業	0.0	100.0	31.4	52.9	0.0	7.8	7.8
そ の 他	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
規 模 分 類	10～29人	14.2	85.8	46.2	37.9	0.5	2.6	12.8
	30～99人	3.4	96.6	45.5	47.0	0.7	1.5	5.2
	100～299人	0.0	100.0	38.6	58.6	0.0	1.4	1.4
	300人以上	2.3	97.7	27.6	60.0	4.8	5.7	1.9

1 8 高年齢者雇用安定法への取組み

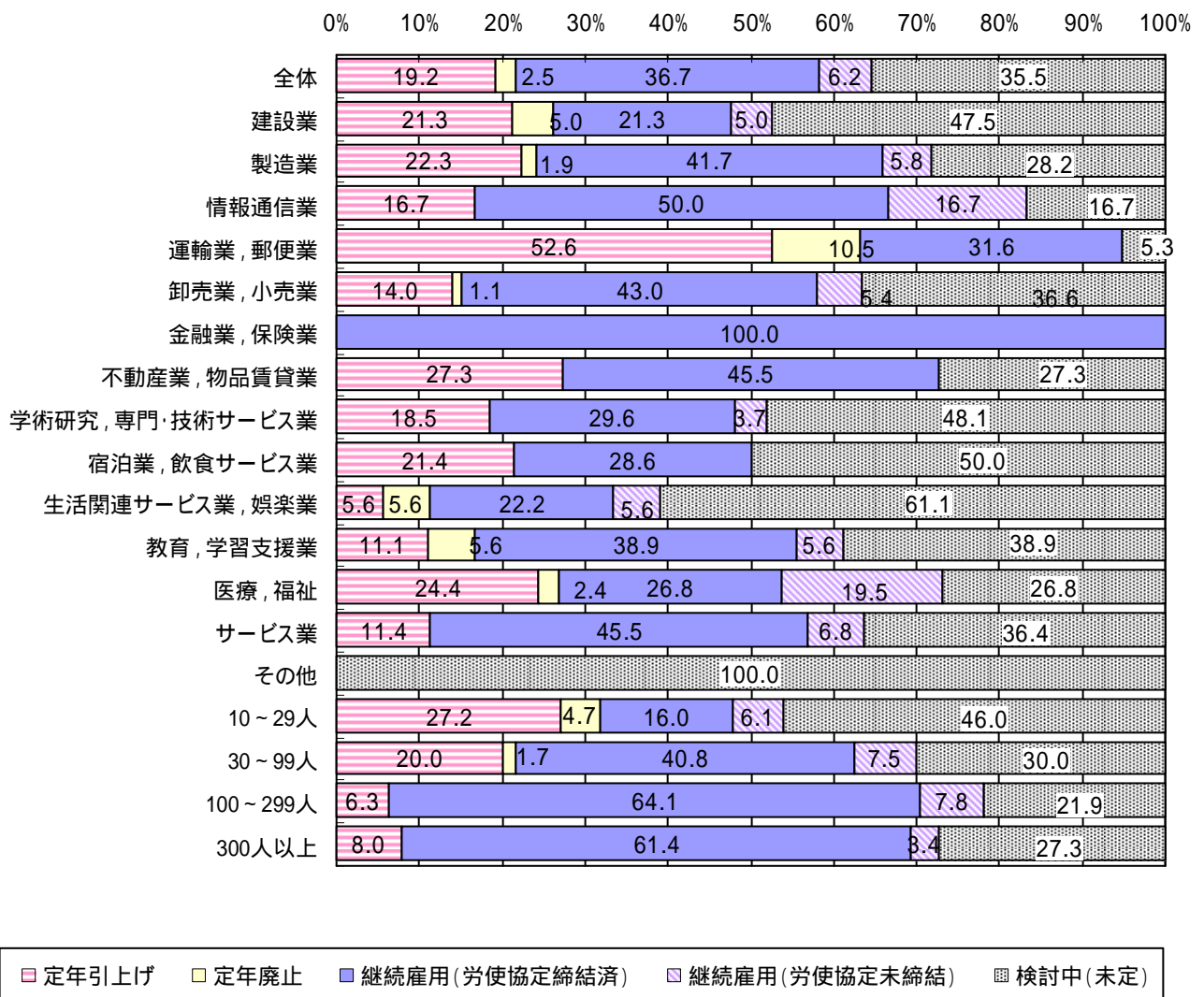
定年引き上げ 19.2% , 継続雇用制度導入 42.9%

高年齢者雇用安定法への取組み状況を調査したところ、「定年制を引き上げた」事業所が19.2%、「定年制を廃止した」事業所が2.5%、「継続雇用制度を導入した」事業所が42.9%（うち労使協定締結済み36.7%、労使協定未締結6.2%）、「検討中（未定）」の事業所が35.5%であった。

産業別では、「その他」「生活関連サービス業、娯楽業」で「検討中（未定）」としている事業所の割合が高い。

（図18、付表24）

図18 高年齢者雇用安定法への取組み(N=485・事業所割合)



19 退職者の状況

退職理由 男性,女性ともに「転職」

平成22年度(1年間)に退職した労働者の退職理由を調査した。

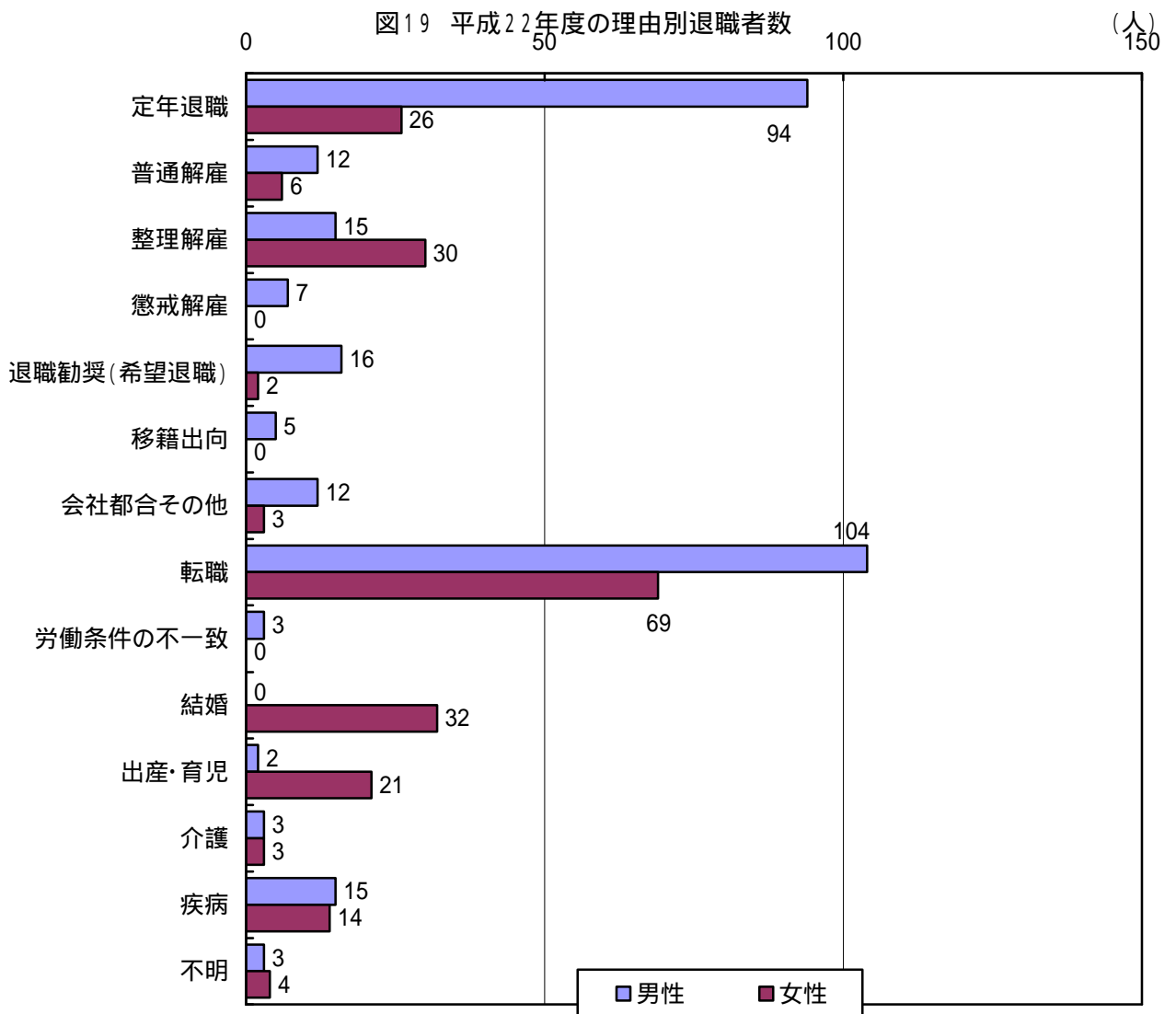
退職理由については,退職届に「一身上の都合」と記載する例が多く,実態を把握しにくい,事業所が理由を把握できる場合はその理由で計上するようにしている。分析に当たっては,「一身上の都合」は計数から除外する。

男性労働者の退職理由としては,「転職」が最も多く,次いで「定年」となっている。

女性労働者の退職理由としては,「転職」「結婚」「整理解雇」の順になっている。

また,「結婚」「出産・育児」の割合が高いことが男性とは対照的である。

(図19,付表25)



20 外国人労働者及び外国人研修生

外国人を受け入れている事業所は2.3%

外国人労働者を受け入れている事業所は2.3%（前年6.0%）となっている。

産業別に見ると、「不動産業，物品賃貸業」が9.1%（同0.0%）で割合が高い。次いで，「学術研究，専門・技術サービス業」が7.4（同9.1%）となっている。

なお，「外国人研修生」について，今回調査では受入れ事業所はなかった。

（表15，付表26）

表15 外国人労働者及び外国人研修生（N = 485・事業所割合）

（単位：%，人）

	外国人労働者等の有無		外国人労働者等の有無						
	いない	いる	外国人労働者			外国人研修生			
			事業所数	人数	事業所平均	事業所数	人数	事業所平均	
全体	97.7	2.3	11	26	2.4	0	0	0.0	
産業 分類	建設業	98.8	1.3	1	1	1.0	0	0	0.0
	製造業	95.1	4.9	5	17	3.4	0	0	0.0
	情報通信業	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	運輸業，郵便業	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	卸売業，小売業	98.9	1.1	1	1	1.0	0	0	0.0
	金融業，保険業	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	不動産業，物品賃貸業	90.9	9.1	1	0	0.0	0	0	0.0
	学術研究，専門・技術サービス業	92.6	7.4	2	6	3.0	0	0	0.0
	宿泊業，飲食サービス業	92.9	7.1	1	1	1.0	0	0	0.0
	生活関連サービス業，娯楽業	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	教育，学習支援業	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	医療，福祉	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	サービス業	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
その他	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	
規模 分類	10～29人	98.6	1.4	3	3	1.0	0	0	0.0
	30～99人	99.2	0.8	1	2	2.0	0	0	0.0
	100～299人	95.3	4.7	3	15	5.0	0	0	0.0
	300人以上	95.5	4.5	4	6	1.5	0	0	0.0

2 1 障害者の雇用

障害者を雇用している事業所は 18.8%

障害者を雇用している事業所は全体の 18.8%（前年 21.7%）となっている。

産業別では、「運輸業，郵便業」が 31.6%（同 19.2%）と最も割合が高く，次いで「製造業」が 31.1%（同 35.1%）となっている。

障害者を雇用している 1 事業所あたりの平均雇用人数は，2.1 人（前年 2.4 人）となっている。

産業別では「卸売業，小売業」が，他の産業に比べて 1 事業所あたりの障害者の雇用人数が多い。

なお，平成 2 1 年度から調査に加えた発達障害者については，2 事業所で雇用があった。

（表 1 6，付表 2 7，2 8）

表 1 6 障害者の雇用状況（N = 485・事業所数・事業所割合・人数）

（単位：所，%，人）

		障害者の雇用状況				雇用人数	
		雇用していない		雇用している		人数	1事業所平均
		事業所数	構成比	事業所数	構成比		
全 体		394	81.2	91	18.8	188	2.1
産 業 分 類	建設業	67	83.8	13	16.3	15	1.2
	製造業	71	68.9	32	31.1	83	2.6
	情報通信業	6	100.0	0	0.0	0	0.0
	運輸業，郵便業	13	68.4	6	31.6	8	1.3
	卸売業，小売業	79	84.9	14	15.1	53	3.8
	金融業，保険業	10	100.0	0	0.0	0	0.0
	不動産業，物品賃貸業	8	72.7	3	27.3	4	1.3
	学術研究，専門・技術サービス業	21	77.8	6	22.2	6	1.0
	宿泊業，飲食サービス業	12	85.7	2	14.3	2	1.0
	生活関連サービス業，娯楽業	16	88.9	2	11.1	2	1.0
	教育，学習支援業	17	94.4	1	5.6	0	0.0
	医療，福祉	36	87.8	5	12.2	7	1.4
	サービス業	37	84.1	7	15.9	8	1.1
	その他	1	100.0	0	0.0	0	0.0
規 模 分 類	10～29人	192	90.1	21	9.9	21	1.0
	30～55人	68	89.5	8	10.5	11	1.4
	56～99人	31	70.5	13	29.5	22	1.7
	100～299人	44	68.8	20	31.3	48	2.4
	300人以上	59	67.0	29	33.0	86	3.0